

平成27年度 帯広市保育料金額表（月額）

課税区分及び税額		階層	保育必要量 区分	3歳未満児 (H24.4.2以降に生 まれたお子さん)	3歳以上児 (H24.4.1以前に生 まれたお子さん)	
生活保護法による被保護世帯及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		A	標準・短時間	0円	0円	
生活保護を受給していない世帯	市町村民税非課税 (所得割・均等割ともに非課税)	B1				
		B2	標準・短時間	3,600円	2,400円	
	市町村民税均等割額のみ (所得割非課税)	C1	標準	11,700円	8,700円	
			短時間	11,600円	8,600円	
	市町村民税所得割課税額	48,600円未満	C2	標準	15,300円	12,300円
				短時間	15,100円	12,100円
		48,600円以上～54,600円未満	D1	標準	19,800円	16,800円
				短時間	19,500円	16,600円
		54,600円以上～71,000円未満	D2	標準	24,000円	20,500円
				短時間	23,600円	20,200円
		71,000円以上～97,000円未満	D3	標準	28,600円	25,100円
				短時間	28,200円	24,700円
97,000円以上～123,600円未満		D4	標準	33,500円	30,000円	
			短時間	33,000円	29,500円	
123,600円以上～169,000円未満	D5	標準	41,500円	35,000円		
		短時間	40,800円	34,500円		
169,000円以上～248,900円未満	D6	標準	54,400円	37,000円		
		短時間	53,500円	36,400円		
248,900円以上～301,000円未満	D7	標準	61,000円	38,000円		
		短時間	60,100円	37,400円		
301,000円以上～397,000円未満	D8	標準	80,000円	39,000円		
		短時間	78,800円	38,400円		
397,000円以上	D9	標準	91,400円	44,400円		
		短時間	89,900円	43,700円		

※ 同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育所・事業所内保育所（市の認可を受けたもの）、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合は、通っているお子さんの中で年齢の高い順に、
1人目 10割、2人目 5割、3人目以降 無料 となります。

（裏面につづく）

【保育料の算定方法】

【例】

- ・世帯の市町村民税の所得割課税額が合計48,000円
- ・保育所に入所するお子さんが3人（5歳児、2歳児、0歳児）
- ・保育標準時間認定



保育料階層⇒C2に該当

5歳児	12,300円 × 10割 =	12,300円
2歳児	15,300円 × 5割 =	7,650円
0歳児	15,300円 × 0 =	0円
合計		19,950円

【延長保育利用料】

①18時以降の利用は1回200円

②保育短時間認定のお子さんが7時～18時の間に施設が定める保育時間（8時間）を超えて利用した場合は30分ごとに50円

※児童1人につき利用料がかかります。（限度額の設定はありません。）

※保育料と違い、2人目5割、3人目以降無料の適用はありません。

※すいせい保育所は夜間保育所のため延長保育利用時間・利用料ともに異なります。